住所　埼玉県富士見市ふじみ野西３丁目17番地１
　バイラアリ・ワンチャイ　昭和55年２月５日生
住所　東京都杉並区井草３丁目31番12号
　李輝　昭和50年８月９日生
住所　福岡県飯塚市川津424番地１
　安精智　昭和55年12月３日生
住所　横浜市鶴見区江ケ崎町８番63―172号
　孟涛　昭和47年２月３日生
　リム・ッン・シン　昭和46年１月12日生
　孟夏月　平成19年６月18日生
住所　川崎市中原区丸子通２丁目428番地５
　李京子　昭和39年９月27日生
住所　相模原市南区東林間１丁目19番２―202号
　顔暁浄　昭和35年１月13日生
　朱躍梅　昭和36年３月４日生
　顔鴻一　平成10年１月28日生
住所　山口県下関市本町２丁目８番４号
　李幸擷　昭和45年10月16日生
住所　神戸市東灘区魚崎南町５丁目５番12―103号
　姜貴恵　昭和48年７月13日生
住所　神戸市中央区脇浜町１丁目４番８―706号
　白稔　昭和54年５月３日生
住所　兵庫県加古川市西神吉町大国215番地８
　金仁也　昭和49年11月21日生
住所　大阪市生野区新今里７丁目12番７号
　金智子　昭和44年11月８日生
　高舞　平成11年10月５日生
住所　大阪市生野区新今里７丁目12番３号
　金公美　昭和50年９月28日生
住所　大阪市生野区小路３丁目９番19号
　金哲　昭和37年５月23日生
　姜慶子　昭和40年11月２日生
　金賀以　平成11年10月26日生
　金瑞貴　平成14年３月19日生
　金彩貴　平成19年３月４日生
住所　東京都杉並区高円寺南２丁目１番２号
　アムリァ・ギャワリ　昭和55年５月１日生
住所　山口県下関市伊倉本町17番20号
　金炳傑　昭和46年８月25日生
　丁和美　昭和49年10月15日生
　金鳴高　平成21年10月30日生
住所　東京都八王子市大和田町４丁目７番16号
　周潔　昭和56年７月13日生
住所　京都市中京区猪熊通六角下る六角猪熊町610番地１
　余靖子　昭和16年１月８日生
住所　埼玉県富士見市羽沢１丁目28番９号
　鄔迎菊　昭和49年10月21日生
　張少華　平成14年５月17日生
住所　東京都大田区蒲田５丁目13番26―505号
　クリスティン・レイヒス・フェルナンデス　昭和43年９月７日生
住所　東京都大田区仲池上１丁目３番３―404号
　李靖子　昭和26年９月26日生
住所　愛知県大府市横根町寺田３番地
　朴理恵子　昭和51年５月４日生
住所　愛知県春日井市西本町２丁目15番地10
　姦健一　昭和46年11月４日生
住所　愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地1544
　鄭洋平　昭和49年11月３日生
住所　名古屋市港区七反野１丁目2105番地
　安秉洛　昭和11年10月31日生
　姜貞子　昭和15年６月５日生
住所　名古屋市中川区吉津３丁目1603番地
　姜正子　昭和21年12月４日生
　李和明　昭和46年７月24日生
　李利幸　昭和52年９月15日生
住所　東京都港区東麻布２丁目22番14―205号
　鄺海波　昭和56年１月28日生
住所　東京都小平市天神町２丁目207番地３
　李美璋　平成７年８月10日生
住所　東京都調布市国領町１丁目42番地１
　金鶴子　昭和17年10月13日生
　具綾子　昭和58年５月７日生
住所　広島県福山市三吉町２丁目10番８号
　朴政智　昭和45年８月25日生
　安恵梨子　昭和49年５月９日生
　朴友梨　平成13年５月２日生
　朴桜　平成16年１月27日生
住所　さいたま市大宮区三橋１丁目618番地４
　金洸市　昭和38年９月25日生
　金珠美　昭和38年１月23日生
　金千智　平成５年５月28日生
　金莉子　平成８年８月28日生
　金ッオ　平成11年６月18日生

○財務省告示第二百八十号

オーストラリア産電解二酸化マンガンに対し不当廉売関税を課する期間として関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二項の規定により指定された期間が満了したので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月二日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

㈠　品名　電解二酸化マンガン

㈡　銘柄、型式　法の別表第二八二〇・一〇号に掲げる二酸化マンガン（電気分解の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

㈢　特徴　主として、電池の材料に用いられる。

二　法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

オーストラリア

三　法第八条第一項の規定により指定された期間

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十年九月一日）から平成二十五年八月三十一日までの期間

○厚生労働省告示第二百八十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表に第29部として次のように加える。

第29部　追　補　㉙

内　用　薬

品名	規格単位	薬価
		円
（ろ）		
ロキシスロマイシン錠150mg「ファイザー」	150mg１錠	31.60

○厚生労働省告示第二百八十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第二十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第６に第８部として次のように加える。

第８部　追　補　(7)

内　用　薬

品名	規格単位
（ろ）	
ロキシスロマイシン錠150mg「マイラン」	150mg１錠

○環境省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵・厚生・農林水産・通商産業・運輸省令第一号）第七条の四第二号イ及びロの商品の製造又は輸入の事業の合理化に関する判断の基準となるべき事項の規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十五年九月二日

経済産業大臣　茂木　敏充
農林水産大臣　林　芳正
厚生労働大臣　田村　憲久
財務大臣　麻生　太郎
環境大臣　石原　伸晃

（「次のように」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局総務課資源循環経済課及び農林水産省食料産業局経済課、財務省理財局国庫課にたばこ塩事業室、イオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）